七　申請者が法人である場合（次号に該当する場合を除く。）には、次に掲げる書類 イ　［略］ ロ　法第四条第一項第七号及び第十三号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 ハ　申請者と密接な関係を有する法第四条第一項第七号イからハまでに掲げる法人があるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面 ニ　申請者が株式会社であるときは、株主名簿の写し ホ　［略］ ヘ　役員に係る法第四条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 八　申請者が法人の風俗営業者である場合には、次に掲げる書類 イ　前号ロからニまで及びヘに掲げる書類	七　［同上］ イ　［同上］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ロ　［同上］ ハ　役員に係る法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面 八　申請者が法人の風俗営業者である場合には、役員に係る前号ハに掲げる書面 ［号の細分を加える。］
ロ　申請者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）であるときは、定款 ［九～十一　略］ （構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類） **第二十条**　第四条第一項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。 2　第四条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項の内閣府令で定める書類について準用する。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	［号の細分を加える。］ ［九～十一　同上］ （構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類） **第二十条**　第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。 ［項を加える。］

附　則

この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百二号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第四条の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第三条関係）	**別表**（第三条関係）
項目　歳入等	項目　歳入等
（略）　（略）	（略）　（略）
三　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第八条の二第四項の規定による手数料	（新設）　（新設）
四　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第五項の規定による手数料	（新設）　（新設）